

障がい者計画 おおまち

大町市障がい者計画

令和6年度～令和11年度

第7期 大町市障がい福祉計画

第3期 大町市障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月
長野県 大町市

***** 目 次 *****

第1章	計画の基本的な考え方	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置づけ	
3	計画の対象期間	
4	計画の策定体制	
第2章	地域の現状と課題	5
1	人口の動向	
2	障がい者手帳所持者数の状況	
3	障がい福祉サービスの利用状況	
4	地域の課題	
第3章	計画の概要等	10
1	基本理念	
2	施策体系	
第4章	重点的に取り組む施策	12
1	共生社会実現に向けた取組	
2	地域で暮らし続けるために必要なサービスの提供体制の充実	
3	社会参加のために必要な体制づくり	
4	障がい児の健やかな育成のための支援	
第5章	総合的に取り組む分野と施策の方向	14
1	地域生活の支援	
2	社会参加の促進	
3	権利擁護の推進	
4	障がい児の健やかな育成のための体制づくり	
5	安全で暮らしやすい地域づくり	
第6章	障がい福祉サービス及び地域生活支援事業 (第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画)	22
1	成果目標(令和8年度)	
2	障がい福祉サービス等の利用量(活動指標)の見込み	
3	見込量確保のための方策	
用語解説		38

「障害」の表記について

市では、広報などにおいて「障害」と表記するとき、漢字の持つ意味合いから「障がい」とひらがな交じり表記をしております。本計画におきましても、障害者基本法などに基づく計画であることから、法令等で使用されている用語は漢字で表記することになりますので、それらの表記が混在することになります。

引き続き当事者の意向や国の「障がい者制度改革推進会議」等の動向を踏まえつつ、表記の見直しの必要性を含めて検討してまいります。

※ 表紙の挿絵：中澤國男さん作 長野県障がい者文化芸術祭 特別賞「ハイキング」

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

大町市においては、これまで国の障害保健福祉施策の展開に対応し、障害者基本法に基づき平成30年3月に「大町市障がい者計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指し、障がい者施策に取り組んできました。

国では令和3年に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援法」に基づき、障がい者が自ら望む地域生活への支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応に向けた取組等が行われ、また同年、「障害者差別解消法」が改正され、事業者に対する合理的配慮の提供の義務付けや、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化等が規定されました。

県においても令和4年度から「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（障がい者共生条例）」が施行され、同年10月からは移動や意思疎通等障壁となる制度や慣行をできる範囲で取り除く「合理的配慮」が事業所に義務付けられています。

さらに、障がい者の社会参加の促進や共生社会の実現に向け、「障害者文化芸術推進法」、「読書バリアフリー法」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなど、様々な法整備が進められ、また障がい者等の地域生活の支援体制強化に、令和4年「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、令和6年度以降、更なる地域生活の充実や児童発達支援センターの役割・機能の強化などが行われる予定となっています。

令和3年に開催された、東京2020オリンピック・パラリンピック及び令和10年に長野県において開催予定の「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会」も契機として、今後とも、障がい者等を取りまく環境及び施策は大きく変化していくものと考えられます。

当市においては、こうした変化に対応するとともに、これまでの施策の状況を踏まえ、障がい者の実態やニーズに即した障がい者施策を、更に計画的に推進していくため、令和6年度を開始年度とする「大町市障がい者計画」を策定し、併せて、障がい者及び障がい児福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の必要量を見込むとともに、その確保のための方策を定め、いわゆる「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点整備を図られるよう「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」を策定するものです。

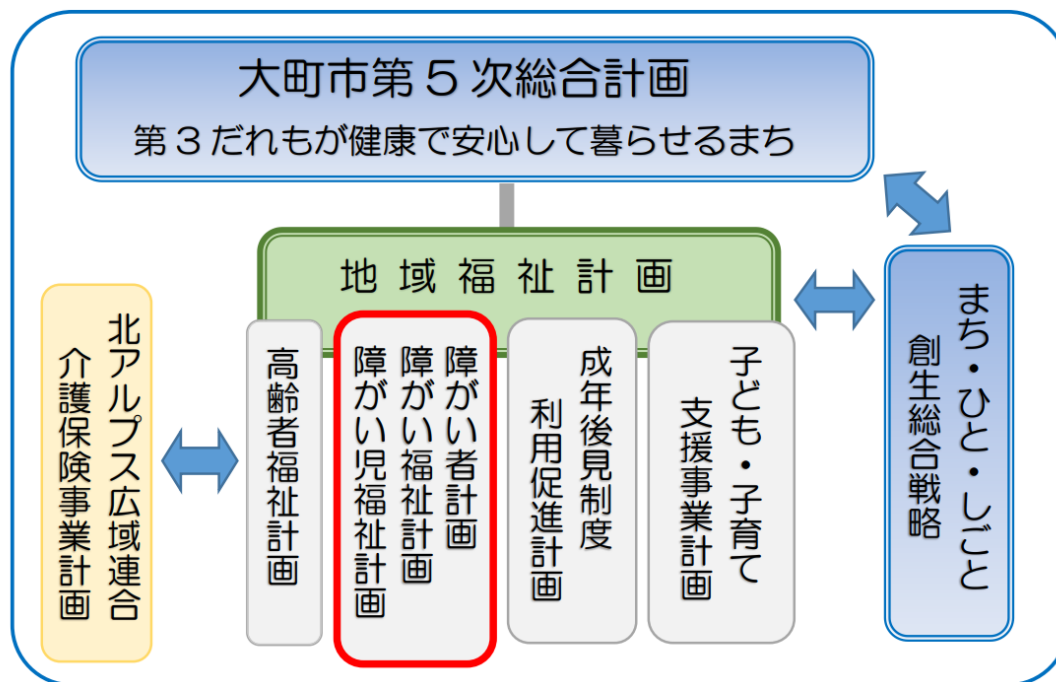


大町市キャラクター おおまびよん

2 計画の位置づけ

【市の関連計画との関係】

大町市第5次総合計画を上位計画とし、地域福祉計画、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画などの福祉部門計画との整合を図りながら策定しています。

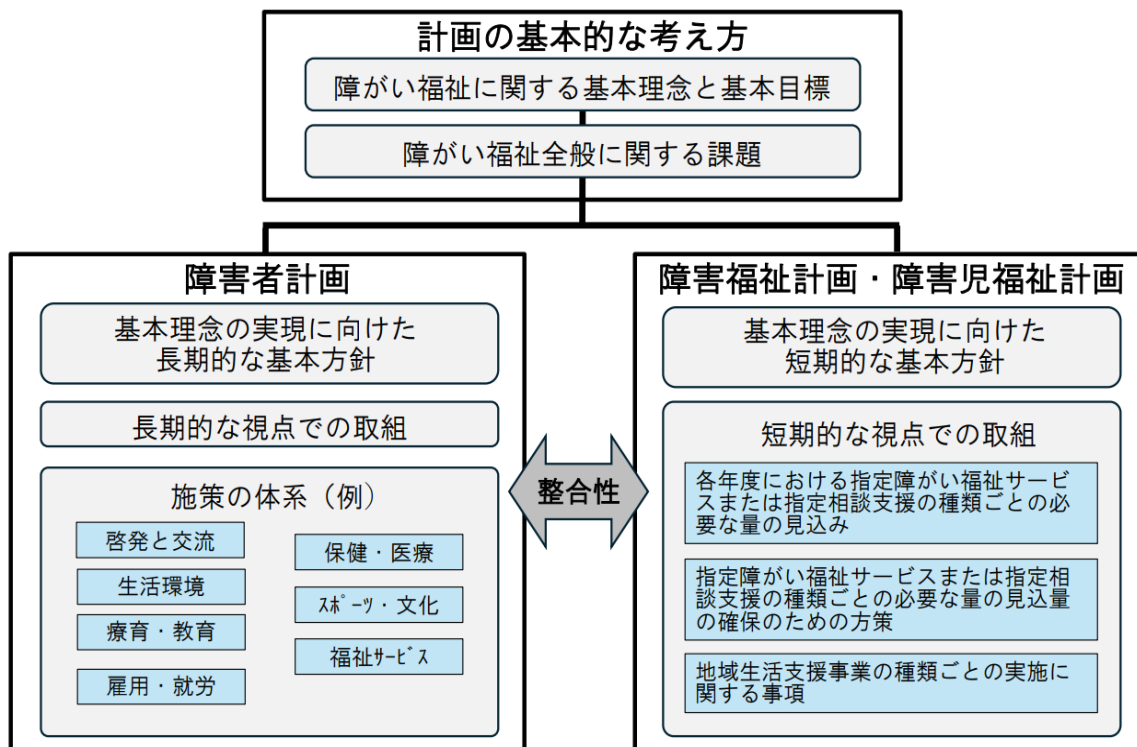


【法的な位置づけ】

「大町市障がい者計画」は、障害者基本法に基づく施策全般にわたる基本的事項を定める計画となります。また「大町市障がい福祉計画」は障害者総合支援法に、「大町市障がい児福祉計画」は児童福祉法にそれぞれ基づき、障がい者（児）福祉サービス等に関する実施計画となります。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
法的根拠	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
市の策定義務	義務	義務	義務
計画の性格	障がい者の施策全般にわたる基本的な事項を定める	障がい福祉サービスに関する3年間の実施計画	障がい児通所支援等に関する3年間の実施計画
国・県の計画との関係	障がい者計画は、国の障がい者基本計画及び都道府県障がい者計画を基本にして策定	国の基本指針に即して作成し、市町村障がい福祉計画を積み上げていく形で都道府県障がい福祉計画を策定	国の基本指針に即して作成し、市町村障がい児福祉計画を積み上げていく形で都道府県障がい児福祉計画を策定
計画期間	規定なし (当市は6年)	第7期 令和6年度～8年度	第3期 令和6年度～8年度
策定後の対応	市町村長は議会に報告するとともに、その趣旨を公表	市町村は遅滞なく都道府県知事に提出	市町村は遅滞なく都道府県知事に提出

【基本的な考え方】



3 計画の対象期間

大町市障がい者計画は、令和6年度から11年度までの6年間を計画期間とします。
 大町市障がい福祉計画は、令和11年度を目標に据え、そこにいたる中間段階の位置づけとして第7期計画を令和6年度から8年度までの3年間とし、見直し後、令和9年度から11年度までを第8期計画とします。

大町市障がい児福祉計画についても、障がい福祉計画と同様に令和11年度を目標に据え、そこにいたる中間段階の位置づけとして第3期計画を令和6年度から8年度までの3年間とし、見直し後、令和9年度から11年度までを第4期計画とします。

【計画期間】

年度（令和）	6	7	8	9	10	11
大町市障がい者計画	→					
大町市障がい福祉計画（第7期）	→					
大町市障がい福祉計画（第8期）				→		
大町市障がい児福祉計画（第3期）	→					
大町市障がい児福祉計画（第4期）				→		

4 計画の策定体制

(1) 当事者及び地域、関係機関と協働

これまで大北障害保健福祉圏域自立支援協議会において協議された地域課題や、サービス事業者等関係機関等からの課題や意向等を参考にしました。また、パブリックコメントにより住民の意見を広く募集しました。

(2) 国・県等との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性を基本としたうえで、圏域における事業については大北圏域構成自治体とも整合性を確保しました。

(3) 計画の達成状況の点検・評価

今後、大北障害保健福祉圏域自立支援協議会において、サービスの見込み量や目標等の達成状況を点検・評価し、その結果を踏まえ、計画の効果的な推進に努めていきます。

【SDGsとの関係】

国連サミットで採択された「SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標))」は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年までの国際目標で、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。本計画においても、SDGsのゴールの達成に向け貢献し、本市の障がい福祉を推進していきます。

特に関連が深いものとしては、「3」「4」「5」「8」「10」「11」「16」です。



3 全てのの人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等などをなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に

第2章 地域の現状と課題

1 人口の動向

当市の人口は、前計画作成年度である平成30年度末日においては27,417人から令和4年度末日で25,881人と5年間で1,536人減少しています。少年人口（0～14歳）は337人減少、生産年齢人口（15～64歳）も1,108人減少しています。高齢者人口（65歳以上）の割合が高いことから高齢化率は5年間で1.85%増となっていますが、高齢者人口数自体は減少しており、全世代とも減少しています。

一方、世帯数は増加しており、核家族化や単身世帯の増加が進んでいることから世帯における互助機能の減退が懸念されています。

【人口、世帯数等の推移】 ※ 各年度3月31日時点 (単位：人)

年度	総人口	少年人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)	世帯数 (世帯)	高齢化率
平成30年度	27,417	2,654	14,607	10,156	11,844	37.04%
令和元年度	27,006	2,579	14,259	10,168	11,861	37.65%
令和2年度	26,630	2,493	13,939	10,198	11,887	38.30%
令和3年度	26,237	2,400	13,668	10,169	11,878	38.76%
令和4年度	25,881	2,317	13,499	10,065	11,948	38.89%

2 障がい者手帳所持者数の状況

(1) 身体障がい者手帳

身体障がい者手帳所持者数は平成30年度に比べ155人減少しています。また脳血管疾患が原因による後遺症が、障がいの大きな原因となっており、高齢化や重度化の傾向となっています。

身体障がい者手帳 等級別人数の推移 (各年度3月31日現在) (単位：人)

年度 \ 区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成30年度	368	194	286	413	114	101	1,476
令和元年度	367	190	289	419	106	95	1,466
令和2年度	366	176	283	390	102	94	1,411
令和3年度	354	172	278	372	100	98	1,374
令和4年度	332	161	277	360	96	98	1,321

身体障がい者手帳 障がい別・等級別人数（令和5年3月31日現在）（単位：人）

障がい区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	27	18	7	8	10	2	72
聴覚障がい		11	14	18		62	105
ろうあ	0	8					8
平衡機能障がい			0		0		0
音声言語機能障がい			2	5			7
そしゃく機能障がい			0	3			3
心臓機能障がい	157		45	33			235
じん臓機能障がい	80		3	1			84
肝臓機能障がい	3	0	0	0			3
呼吸器機能障がい	11		25	10			46
ぼうこう・直腸機能障がい	0		1	65			66
小腸機能障がい	0		0	1			1
免疫機能障がい	0	2	0	1			3
体幹機能障がい	33	49	31		8		121
上肢切断	1	1	7	5	3	3	20
上肢機能障がい	7	62	34	35	13	10	161
下肢切断	0	0	8	4	1	0	13
下肢機能障がい	13	10	100	171	61	18	373
合計	332	161	277	360	96	95	1,321

身体障がい者手帳 原因別割合（令和5年3月31日現在）

交通事故	労働災害	その他事故	先天的疾患	後天的疾患	合計
14人 (1.1%)	34人 (2.6%)	22人 (1.7%)	104人 (7.9%)	1,147人 (86.8%)	1,321人 (100%)

(2) 療育手帳

療育手帳所持者数は、平成30年度に比べ7人減少しています。障がいの程度は、中・軽度が多く、個人の持つ力をより発揮できるようにする訓練の場や、特性に対し理解のある就労の場が必要になっています。

療育手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）

（単位：人）

年度	A1	A2	B1	B2	合計
平成30年度	91	9	86	126	312
令和元年度	90	9	89	129	317
令和2年度	87	9	88	130	314
令和3年度	80	9	92	128	309
令和4年度	76	7	89	133	305

療育手帳 等級別人数 (令和5年3月31日現在)

区分	18歳未満	18歳以上	合計	比率 (%)
重度(A1)	7人	69人	76人	24.9%
中度(A2・B1)	10人	86人	96人	31.5%
軽度(B2)	35人	98人	133人	43.6%
合計	52人	253人	305人	100.0%

(3) 精神保健福祉手帳

精神保健福祉手帳所持者数は、平成30年度に比べ20人減少しています。

社会的環境の複雑化、役割の多様化等により、精神科・心療内科を受診する人が一定数いるほか、認知症や発達障がいの認定を受けて手帳を取得する方もいます。また手帳の取得はせず自立支援医療費（精神通院）受給者証のみを利用する方も多くいます。

精神保健福祉手帳所持者数の推移 (各年度3月31日現在) (単位：人)

区分 年度	1級	2級	3級	合計
平成30年度	233	135	15	383
令和元年度	233	133	16	382
令和2年度	223	129	13	365
令和3年度	225	138	13	376
令和4年度	216	132	15	363

自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移 (各年度3月31日現在)

(単位：人)

区分 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援医療 受給者数	597	574	589	589	575

3 障がい福祉サービスの利用状況

サービス利用量は増加傾向で、サービスの提供が住み慣れた環境での生活継続に大きく貢献していると言えます。しかしサービスの種類によっては市内にサービス提供事業所がない、または少ないことから、利用者の希望に添えていない現状もあり、更なるサービス基盤の充実が求められています。

各種サービス実績の推移（各年度3月31日現在）

	サービス	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定障害福祉サービス	居宅介護	利用時間/月	426	450	410	431	456
	重度訪問介護	利用時間/月	0	0	0	117	15
	行動援護	利用時間/月	8	12	17	24	29
	同行援護	利用時間/月	8	7	1	0	0
	生活介護	利用日数/月	1,487	1,578	1,478	1,465	1,459
		人日分/人	74	79	74	73	73
	自立訓練	利用日数/月	29	21	7	17	4
		人日分/人	1	1	0	1	0
	宿泊型自立訓練	利用日数/月	0	24	13	30	8
		人日分/人	0	1	1	2	0
	就労移行支援	利用日数/月	109	37	0	14	73
		人日分/人	5	2	0	1	4
	就労継続A型	利用日数/月	86	113	149	174	241
		人日分/人	4	6	7	9	12
	就労継続B型	利用日数/月	1,250	1,492	1,556	1,758	1,677
		人日分/人	63	75	78	88	84
	短期入所	利用日数/日	25	47	678	79	53
		人日分/人	1	2	3	4	3
	療養介護	利用日数/月	222	243	243	243	243
		人日分/人	7	8	8	8	8
共同生活援助	利用日数/月	1,315	1,456	1,528	1,567	1,643	
	人日分/人	44	49	51	52	55	
施設入所支援	利用日数/月	929	972	916	836	803	
	人日分/人	31	32	31	28	27	
自立生活援助	利用日数/月	2	4	7	12	16	
地域定着支援	利用日数/月	2	4	1	1	1	

	サービス	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
児童通所支援	児童発達支援	利用日数/月	91	103	146	200	292
		人日分/人	4	5	7	10	14
	放課後等 デイサービス	利用日数/月	722	681	737	891	1,126
		人日分/人	36	34	36	44	56
	保育所等 訪問支援	利用日数/月	0	0	0	4	8
		人日分/人	0	0	0	1	1
自立支援医療	自立支援医療 (更生)	件数	68	94	64	55	38
		金額(千円)	24,089	32,225	28,946	19,195	12,630
	自立支援医療 (育成)	件数	34	9	7	4	4
		金額(千円)	3,536	693	76	100	34
地域生活支援事業	移動支援	延利用時間/月	42	48	35	32	19
	地域活動支援センター	延利用人数/月	52	46	44	47	46
	成年後見人報酬	件数	1	1	1	1	2
	日中一時支援	延利用回数/月	248	278	246	220	215
	日常生活用具	給付件数	865	833	849	829	811
	手話通訳・要約筆記	回数	7	3	3	5	0
	訪問入浴	延回数	127	110	88	19	88
	自動車改造給付	件数	2	0	2	3	0
その他事業	タイムケア	延利用時間/月	30	62	88	108	94
	福祉タクシー券 交付	交付者数	229	228	204	176	147
		使用枚数	4,195	4,058	3,233	3,131	2,511
	住宅改修補助	件数	2	0	2	3	2
	介護者慰労金	件数	27	23	23	22	20
	特別障害者手当等	実人数	44	43	41	38	36

※ 特別障害者手当等・・・特別障害者手当 障害児福祉手当 経過措置福祉手当 の合計

4 地域の課題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による外出控えが、少なからず地域の助け合いの停滞や、障がいに対する理解を深める機会を奪うことの原因となっていたと考えられます。コロナ禍後における地域への啓発や関係機関との協議が必要です。
- (2) 個別課題の把握が不十分で、当事者及び事業所、専門職の困りごとを地域の課題として共有できていない部分があります。また障がいサービスについてニーズとサービスのマッチングの必要があります。
- (3) サービス提供事業者等から人手不足の声が多く寄せられており、人材確保や育成について対応策の検討が必要です。
- (4) 医療的ケア児等や強度行動障がい等への対応が不十分な点について、更に圏域での協議や情報交換が必要です。

第3章 計画の概要等

1 基本理念

障がい者施策は障がいの有無にかかわらず、等しく個人として尊重されるという理念のもと、全ての国民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現（障害者基本法第1条）を目指すことを基本としています。

当市では、障がい者が必要な支援を受けながら、自らの判断及び決定に基づき障がい者自らの能力を最大限発揮できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限したり、社会への参加を制約している障壁の除去を進めます。

また、すべての人が対等で平等な社会を築いていくことができるよう、市民、事業者等との協力による地域福祉のネットワークづくりを推進するとともに、いわゆる「親亡き後」の地域生活支援拠点についても整備を進めます。

こうしたことから、本計画においては前回の基本理念を継承しながら、障害者基本計画の基本理念にあげる「共生社会」「社会参加」「自己実現」について、県計画の基本視点とも整合性を保ちながら、障がい者の地域生活を支援する体制づくりを進めます。



大町市キャラクターおまびよん

【基本理念】

地域で安心して暮らし続けられるまち

なお、前計画同様に本計画においても、何らかの支援の対象となる「障がい」については、医学的な因子に限らず、社会環境的な因子によるものも含め、長期にわたって相当な制限を受ける生活機能を支援する必要性が生じることを指します。したがって、各種の手帳を所持する人だけでなく、手帳を所持していない発達障がい児者及び難病患者等はもとより、てんかん等、継続的に生活上の支障がある人も支援の対象として捉えていくこととします。

2 施策体系

本計画は、以下の5つの分野に分け、体系的に推進していきます。

1	地域生活の支援	(1) 訪問系サービス等の充実 (2) 住まい、日中活動の場の充実 (3) 地域生活支援拠点の整備 (4) 精神障がい者の地域移行支援 (5) 相談支援体制の充実
2	社会参加の促進	(1) 就労支援の推進 (2) スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の振興
3	権利擁護の推進	(1) 障がいに対する理解の促進 (2) 権利擁護、虐待防止の推進
4	障がい児の健やかな育成のための体制づくり	(1) 療育支援の取組 (2) 特別な支援が必要な障がい児への支援
5	安全で暮らしやすい地域づくり	(1) 安心な暮らしの確保 (2) 地域での支え合い活動の促進



第4章 重点的に取り組む施策

基本理念に沿った施策を展開していく中で、先に述べた障がいのある人の現状や障がい者施策の状況、また地域の課題を踏まえ、特に重点的に取り組む施策について推進していきます。

1 共生社会実現に向けた取組

《施策の方向》

- ・ 障害者虐待防止法（身体拘束適正化推進）や障害者差別解消法（合理的配慮義務化）の改正に対する、地域及び事業所への普及啓発の推進
- ・ 障がい者の権利や財産を守るため、北アルプス成年後見支援センターと連携した成年後見制度の周知と活用

《重点的な取組》

- ・ 障がい者虐待及び権利擁護についての理解を深めるため、自立支援協議会や各関係団体の協力を得て、啓発活動や研修会の開催及びヘルプマークの普及を推進します。
- ・ 成年後見制度の広報周知及び、利用が必要な方への相談や手続きの支援を進めます。
- ・ 県虐待防止センターと連携し、虐待の早期発見、早期対応できる体制を構築します。
- ・ ボッチャ等のスポーツや運動会、また芸術展等を通じた障がいのある人とない人の交流機会を促進します。



2 地域で暮らし続けるために必要なサービスの提供体制の充実

《施策の方向》

- ・ 身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病 等、障がいの種別に関わらず、必要なサービスが適正に受けられる支援体制の確保が必要であることから、医療、保健、福祉、教育、権利擁護機関等との連携体制を構築
- ・ 障がいの有無に関わらず地域で生活する住民すべてが、互いに支え合い、生かし合える地域生活支援拠点の整備の強化

《重点的な取組》

- ・ 各種サービス量の確保及び緊急時に対応できる地域生活支援拠点整備の見直しに関する当事者や各関係機関、サービス事業所との意見交換や具体的な施策の検討を進めます。
- ・ 大北圏域障害者総合相談支援センターの機能精査及び市窓口との役割の明確化と主任相談支援専門員との連携強化を推進します。
- ・ サービス提供基盤の整備と連携機能の効率化、人材確保を進めます。

3 社会参加のために必要な体制づくり

《施策の方向》

- ・ 就労意欲や社会参加に対する意向を尊重し、就労移行支援事業所の利用や、就労継続支援事業所（A型、B型）から一般就労に向けた支援体制の構築
- ・ 就業・生活支援センターによる個別支援や、障がい者雇用の推進のためのハローワークと連携した支援体制づくり
- ・ 社会活動への参加支援、情報提供

《重点的な取組》

- ・ 就労・生活支援センターや就業支援事業所と連携し、個々の就労経験や特性を踏まえた適性或課題の把握について、適切な就労アセスメントが実施でき、能力が生かせる（やりがいを見いだせる）体制構築と障がい者雇用の啓発を推進します。
- ・ 優先調達推進法に基づく事業を推進します。
- ・ 人手不足が予想される分野について障がいサービス事業所との意見交換会や研修会の開催を推進します。

4 障がい児の健やかな育成のための支援

《施策の方向》

- ・ 保育所や教育機関等と連携した支援体制づくりのための情報提供や相談体制の整備と児童通所支援や生活支援サービスの整備
- ・ 人工呼吸器の装着等、日常的に医療を必要とする障がい児（者）（以下「医療的ケア児等」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられる各支援機関が連携した包括的な支援体制の構築

《重点的な取組》

- ・ 情報の提供や相談しやすい環境づくりを整備し、療育支援等のサービスが利用できる支援体制を構築します。
- ・ 従来の児童通所支援事業所に加え、重症心身障がい児が通所できる事業所の確保を推進します。
- ・ 医療的ケア児（者）を支援する保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関による協議の場及びコーディネーター機能の更なる充実を進めます。
- ・ 多様な障がい、特性に対する支援についての協議を進めます。

第5章 総合的に取り組む分野と施策の方向

1 地域生活の支援

(1) 訪問系サービス等の充実

【基本認識】

- 日常生活の維持のため、居宅介護や重度訪問介護等の居宅サービスの利用者が増加しています。住み慣れた自宅での生活を支えるため、利用者のニーズに沿ったサービスが提供されるよう、サービス事業所を確保する必要があります。
- 障がい者に緊急対応が必要となった場合に備え、地域生活支援拠点の整備や予防的な取組を進める必要があります。

【施策の方向】

- 障がい者や障がい者を在宅で支える家族にとって、緊急時に備えた対応を考えておくことが大切です。どのように対応していくか、相談支援専門員とともに考えていきます。
- 障がい者自身が持つ能力を高め、維持できる支援を考えていきます。
- 緊急時に対応できるよう地域生活支援拠点の面的整備を行い、緊急時に備えて短期入所やグループホームの体験をするよう利用を進めます。
- 一般相談支援事業所による地域移行・地域定着支援制度を効果的に活用し、地域で生活が続けられる体制づくりを進めます。
- 高齢の障がい者に対する支援は、介護保険制度によるサービス提供が基本となりますが、障害者総合支援法による制度も効果的に活用し、高齢の障がい者のニーズに応えられる体制づくりを進めます。
- 総合相談、サービス利用計画への助言指導などの役割を持つ基幹相談支援センターとの連携を図ります。
- 人材確保の為の方策について協議し、関係機関の行う研修などへ協力をします。

(2) 住まい、日中活動の場の充実

【基本認識】

- 地域生活のためには、より身近な場所で日中サービスを利用できる体制と一人ひとりの障がいの特性に対応できる質の高いサービスの確保が必要です。
- 生活介護事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センターなどサービス提供事業所は増加しています。障がい福祉サービスが適切に提供されるよう、サービス利用計画作成に当たっては、相談支援専門員との連携に努めます。
- 医療的ケアを必要とする在宅の障がい者（児）が、安心して地域生活をおくることができるよう、医療的ケアに対応できる日中活動の場の充実が必要です。

【施策の方向】

- 必要なサービスを受けられ、希望する場所で、できるだけ自立した生活を送れるよう、自立支援協議会等で個別課題を把握し協議します。

- 一人ひとりに合った個別支援計画が作成できるよう研修に協力するなど、人材育成について支援します。
- 障害者総合支援法による日中活動系サービスの基盤整備を進めるとともに、生活介護中心、作業・訓練中心など、障がいの程度や特性に応じた地域活動支援センターの拡充を推進します。
- 働きたい気持ちを尊重し、経済的な自立のためにも就労継続支援事業所から一般就労に向けた取組を推進します。
- 住民の精神障がいに関する理解促進や知識の普及を図り、地域への受入れを促進していきます。

(3) 地域生活支援拠点の整備

【基本認識】

- 在宅で生活する障がい者（児）が、介護者の事情により急に介護を受けられなくなった時、どのように対応していくかが課題です。
- 高齢の保護者と生活している障がい者が「親亡き後」の生活をどうするかについて、意向の確認や、体制を整えておく必要があります。
- 緊急時に備えて、予防的な対応のための計画作成や、サービス利用の体験をしておくことが大切です。

【施策の方向】

- 地域生活支援拠点の面的整備について、利用者と家族の生活の安心につながるための課題の解決と、親亡き後も希望する場所で必要な支援を受け、できるだけ自立した生活が続けられる体制を整備していきます。
- 緊急時において、障がい者（児）が、安心して日常生活を送ることができるよう、サービス事業所や医療・保健・福祉の関係部署との連携について協議を推進します。
- 介護者の体調不良や災害時等の緊急時に備えた計画の作成や入居体験について事業所との連携・協力体制を推進します。

(4) 精神障がい者の地域移行支援

【基本認識】

- 精神科病院に長期入院している精神障がい者が退院後、生活が安定せずに入退院を繰り返すことも少なくありません。退院後の生活の準備や訓練の機会が必要です。
- 精神障がい者の地域生活を支えるために、精神科病院、福祉関係機関と連携して、グループホームの整備や居宅サービス、就労を含めた日中活動の場の確保、訪問看護、相談支援専門員の配置など、地域での支援体制を充実させることが必要です。

【施策の方向】

- 障がい者総合支援センターの精神障がい者生活支援コーディネーター、保健福祉事務所、医療機関、サービス提供事業者と連携した地域相談支援を進めます。

- 退院後の生活がスムーズにできるよう、地域移行支援サービスを活用し、また受入事業所の確保に努め、病院外での体験や訓練の機会を通じて課題解決とともに考えていきます。
- 退院後は相談支援専門員や基幹相談支援センターと相談しながら、自立生活援助等のサービスにより、生活状況の見守りや緊急時対応をすることで安心した地域生活を支える体制づくりを推進します。
- 圏域で精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、精神科病院、保健福祉事務所、福祉関係機関と連携した協議の場の設置を目指します。

(5) 相談支援体制の充実

【基本認識】

- 障がい者（児）が安心して地域で暮らすために、身体・知的・精神・発達障がい・難病患者等に対応できるよう基幹相談支援センターを中心に支援を行ってきました。
- 障がい者の適切なサービス利用と、地域移行・地域定着をさらに促進するため、よりきめ細やかな支援が必要です。このためには、相談支援専門員の増員・資質向上が喫緊の課題であり、また身近な相談者となる主任相談支援専門員についても増員が必要です。

【施策の方向】

- 障がい者（児）の自立した生活を支え、抱える課題の解決やサービス利用に向け、障がい福祉サービスを利用するすべての人に対し、サービス等利用計画の作成やモニタリングを行う指定特定相談支援事業所・障がい児相談支援事業所の充実を図ります。
- 病院や施設に長期入院している障がい者の地域生活移行を促進するとともに、単身者や地域生活が不安定な人などに対し、24時間の相談支援体制や緊急対応等に対応できる一般相談支援事業所の整備を促進します。
- 障がい者総合相談支援センターに基幹相談支援センター機能を付加し、相談支援専門員の人材育成や助言を行い、地域の相談支援体制強化を進めます。
- 関係団体の行う研修などへ協力を進めます。

2 社会参加の促進

(1) 就労支援の推進

【基本認識】

- 障がい者が地域社会の中で自立した日常生活や社会生活を営むためには、就労支援の充実が求められており、障がい者就業支援ワーカーが、事業所と障がい者のコーディネートを行っています。
- 事業所においても、法により障がい者法定雇用率が定められ、障がい者の就労の場は増えてきていますが、働きたいという希望には対応しきれない現状

があります。障害者差別解消法の施行により、合理的配慮を行うなど、障がいに対する更なる理解を深めることが必要になっています。

○就労経験がない方にとって、すぐに一般就労をするよりも就労移行支援事業所における、障がい特性を踏まえた適性や課題の把握が有効です。同時に、身なり・あいさつなどのマナーや作業に対する集中力・持続力、問題への対応等の習得といった支援が、障がい者の自信にもつながり社会生活の支えともなります。

○就労継続事業所で経験を積み、一般就労につながる支援体制が必要です。

【施策の方向】

- 障がい者就業支援ワーカー、特別支援学校、ハローワークなどの関係機関との連携を強化し、就労に関する相談支援体制の充実を図ります。
- 障がい者就業支援ワーカーによる就労支援に関わる事業等の基盤を生かし、障がい者の就労・雇用の場の拡大を図ります。
- 就労援助者が雇用側との調整をするジョブコーチ制度の普及を図り、一般就労への移行と定着につながる支援に取り組みます。
- 障害者優先調達法にもとづき、就労の充実や運営の安定につながるよう、障がいサービス事業所への業務委託や物品の調達を進めます。

障がい者就労施設等からの物品等の調達実績 (単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
福祉施設からの物品購入及び役務の提供	571	656	1,073	1,682

(2) スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の振興

【基本認識】

○スポーツ、レクリエーション、また文化活動への参加は、障がい者の社会参加という視点だけでなく、健康づくりと交流の輪を広げ生活を豊かにする上で重要であり、これらの活動に参加し、楽しむことができる機会を増やしていくことが必要です。

○スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、障がいがあっても、障がいの種類や程度に応じて、自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるように支援する必要があります。

【施策の方向】

- 長野県身体障がい者スポーツ大会、大北地区障がい者運動会への関係者の積極的な協力体制づくりに努めるとともに、参加の促進を図ります。
- 重度身体障がい者希望の旅を支援します。
- 障がい者の利用に配慮した施設整備を推進します。
- 日中活動サービスの活動やメニューに、文化芸術活動に親しむ機会の提供やお互いの作品を鑑賞しあう場を設けるよう努めます。

- イベントなど、市内の行事への参加を促進するとともに、障がい者が参加し易い会場づくりへの支援に努めます。
- 市文化祭への参加等、創作活動の発表の場を提供します。
- 芸術やスポーツの鑑賞の機会を増やせるよう支援の充実に努めます。
- 市立大町図書館のデイジー図書、点字図書等の充実に努めます。
- ボッチャ等障がいの有無にかかわらず交流の機会の場の更なる普及を図ります。



3 権利擁護の推進

(1) 障がいに対する理解と促進

【基本認識】

- 障がい者が地域で安心して生活を送ることができる社会にするためには、障がいについての正しい知識の普及に努め、ノーマライゼーション及びインクルージョンの浸透を図る必要があります。
- 障がいの有無にかかわらず、あたり前に地域で生活する共生社会の実現に向けて、相互に人格と個性を尊重し、ともに支え合う意識を持つことが大切です。

【施策の方向】

- 障がいへの理解を深めるために、市広報誌等により広報活動を行います。
- 地域住民が参加できる福祉施設行事の開催の促進や地域で行われる行事への施設利用者の参加を進めるなど、日常的なふれあい活動を通じて、障がい者と地域住民との交流を深め、障がい者施設や障がいに対する理解を促進できるよう支援します。
- ボランティアの養成や交流イベントの開催に協力し、障がい者との交流の機会を増やすことで相互の理解を促進します。
- 手話奉仕員、要約筆記者の人材確保のため、圏域自治体と協力し入門講座の開催を行います。
- 様々な行事等における情報保障のため、手話通訳者や要約筆記者の配置について啓発を進めます。
- 障がいや特性に対する知識を習得するため、関係者の研修等の充実に努めます。
- 誰にでもわかりやすく使いやすいホームページや、冊子の作成に努めます。

(2) 権利擁護、虐待防止の推進

【基本認識】

- 障がい者が障がいを理由に差別を受けたり、障がいへの配慮がないために暮らしにくさを感じたりするなど、依然として、障がい者にとって地域での安心した生活が妨げられている状況があります。
- 障がい者の地域移行が進む中で、判断能力が十分でない知的障がい者等には、

福祉サービスの利用をはじめとする契約手続きの援助など、自立した生活を送るための支援が必要です。

- 経済的虐待による金銭搾取や詐欺、悪質商法による被害に対し、成年後見制度による支援の必要性が増しています。
- 障がい者を理由とした差別の解消、社会的障壁の除去、合理的配慮への対応についての普及啓発が必要です。
- 障がい者とその家族の高齢化が進み、判断能力の低下などに対する支援が求められています。

【施策の方向】

- 福祉サービス利用者からの苦情について、各事業所が公平性・公正性・迅速性・透明性を確保し適正に解決される仕組みを支援します。
- 大北保健福祉圏域自立支援協議会等において、障がい者の権利擁護、虐待防止についての学習会や研修会を行います。
- 北アルプス連携自立圏事業で設置している、北アルプス成年後見支援センターを活用し、成年後見制度の利用が必要な人への相談や手続きの支援をします。
- 市長による家庭裁判所への成年後見人申立及び後見人報酬など、制度利用に関する費用負担が困難な人への助成を行います。
- 障がい者虐待対応の窓口として、福祉課に虐待防止センターを設置し、24時間体制の迅速で的確な対応に努めます。
- 「長野県障がい者虐待防止センター」と連携を図り、虐待を受けた障がい者に関する問題や養護者の支援に関する相談への対応、情報提供等の援助を行います。
- 「長野県障がい者差別解消窓口」と連携を図り、障がい者からの相談への対応や合理的配慮への取組を支援します。
- 大町市成年後見制度利用促進計画に掲げる施策を推進するとともに、同計画の周知を図ります。

4 障がい児の健やかな育成のための体制づくり

(1) 療育支援の取組

【基本認識】

- 発達障がいの診断を受ける子どもが増加しており、早期発見と発達段階に応じた療育を受けることで本人の生活のしやすさが向上する効果が確認されています。
- 医療、保健、福祉、教育等の支援機関が連携して本人や保護者をサポートすることが大切になっています。

【施策の方向】

- 5歳児発達相談や保育園、幼稚園巡回相談により本人の様子を確認したり、保護者からの相談を受けたりすることで、適切な時期に療育を開始できるよ

う支援します。

- 障がい児の見極めや療育指導の必要性について、医療、保健、教育、福祉等の支援機関が連携して情報を共有し、相談しやすい環境を整備します。
- 医療機関や相談支援機関と連携し本人に合った支援方法を考えます。
- 児童発達支援サービスや放課後等デイサービス等、児童通所サービスの利用により、本人の持つ力を伸ばし、生活しやすくする支援を進めます。
- 相談支援事業所による相談支援体制の確保と人材育成を推進します。
- 日中一時支援サービスなど複数のサービスを組み合わせて利用することで介護者の負担軽減を推進します。
- 介護者に何かあったときなどの緊急時でも安心して地域で生活できるよう地域生活拠点の整備と相談支援体制の確保を図ります。

（２）特別な支援が必要な障がい児への支援

【基本認識】

- 医療の発達や支援体制の整備により、重症心身障がい児が在宅で生活できるようになってきていますが、社会資源が少なく本人や保護者に対する要望に十分対応できていない現状があります。
- 日常的に医療的ケアが必要な障がい児への支援については、医療、保健、教育、福祉等の支援機関による更なる連携の強化が必要になっています。
- 強度行動障がいのある障がい児など、特別な支援が必要な障がい児の支援体制整備のため、関係機関による協議の場を設置します。

【施策の方向】

- 障がい児への支援の方策について、幅広く情報提供ができるよう、ホームページや冊子の充実を図ります。
- 相談支援体制や児童発達支援、放課後等デイサービス等を整備し、成長に応じた支援の提供に努めます。
- 日常的に医療的ケアが必要な障がい児の支援のため、医療機関との連携強化に努めます。

5 安全で暮らしやすい地域づくり

（１）安心な暮らしの確保

【基本認識】

- 障がい者は犯罪や事故に遭う危険性が高く、警察への通報や相談にも困難を伴います。このため、地域の防犯活動を推進するとともに情報の提供やコミュニケーション手段の充実を図ります。
- 火災や災害発生時の住民への情報伝達、避難誘導、避難所運営等において、障がい者に対する支援の充実が求められています。

【施策の方向】

- 医療、消防、警察等各関係機関との連携を強化し、緊急時支援の円滑化を図るために個別避難計画の作成を推進します。
- 大町市地域防災計画、防災拠点及び避難所及び、災害時の障がい者の行動や対応について、防災担当部署と支援体制の見直しと強化を図ります。
- 災害時に援護が必要な障がい者の的確な把握を行うため、大町市災害時要援護者避難支援プランを策定するとともに、要援護者支援システムを活用します。
- 福祉避難所の周知をするとともに、適正な運営のための体制づくりに努めます。
- 自主防災組織や民生・児童委員などの地域の協力を得ながら、災害時に援護を必要とする障がい者等の迅速な安否確認や避難誘導が行えるよう災害時要援護者情報の共有化を図ります。
- 防災、防犯の知識の普及に努めるとともに、障がい者も含めた災害時の要支援者の避難活動を円滑にするための防災マップの作成を推進します。

（２）地域での支え合い活動の促進

【基本認識】

- 住み慣れた地域での生活を続けるためには、地域の身近な人たちの見守りや支え合う活動が大きな役割を果たします。
- 行政サービスでは対応できない住民相互の支え合い機能を強化し、支援の「受け手」「支え手」の役割を固定化せず、お互いに助け合うことによる顔の見える関係づくりが大切です。
- 地域活動のほか、NPOやボランティア活動を支援するとともに、障がい者等のニーズを把握し、これに応じた育成を進めていく必要があります。

【施策の方向】

- 地域住民相互に支え合うネットワークづくりを促進します。
- 地域の実情に応じた、生活支援サービス提供体制の強化を図ります。
- 特性や心身状態に応じた、出番や活躍の場についての情報提供をします。
- ボランティア活動に関する適切な情報発信や周知・啓発を行います。



第6章 障がい福祉サービス及び地域生活支援事業 (第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画)

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障がいを持ちながら地域で安心して暮らすために必要なサービス提供体制を整え、できるだけ自立した生活を営むことを目指すための計画です。国の基本指針等を踏まえ、成果目標、活動指標を設定するとともに、これまでの実績や現状から障がい福祉サービスの利用量を見込み、必要量の確保を図ります。

1 成果目標（令和8年度）

(1) 施設入所者の地域生活への移行

《国の指針》 ※ 要点のみ記載（以下同様）

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

《市の目標設定の考え方》

- ・令和4年度末での施設利用者について、地域生活への移行及び入所者数の減少を見込みます。

令和4年末時点での施設利用者数	地域移行者見込数 (令和8年度目標値)	入所減少見込数 (令和8年度目標値)
25人	2人(8%)	2人(8%)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

《国の指針》

- ・精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

《市の目標設定の考え方》

- ・長期入院患者の退院数について数値による設定は難しい状況です。
- ・退院した場合に地域で継続して生活ができる支援体制の確保と居住、就労、通いの場等の充実に努めます。

日中活動系サービスの精神障がいの数値に関する活動指標

年度 種類	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（生活訓練）	1	1	1	1
自立生活援助	5	5	6	6
共同生活援助	12	12	12	12
地域定着支援	1	1	1	1

(3) 地域生活支援の充実

《国の指針》

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証・検討の実施
- ・強度行動障がい有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制整備の推進

《市の目標設定の考え方》

- ・地域生活支援拠点等については大北圏域で面的整備の方法で整備がされています。
- ・当事者の高齢化、重度化に対し地域生活支援拠点整備の機能充実を図るため、自立支援協議会等において運用状況や不足する事業等についてサービス事業所等関係機関と協議していきます。また、社会資源のコーディネーターについては自立支援協議会等関係機関の会議等により組織として対応していきます。
- ・強度行動障がいに対する支援については、各事業所へ協力を呼びかけるとともに、連携体制を協議していきます。

項目	地域生活支援 拠点数	運用状況検証 回数	コーディネーター 数
目標数値	1か所 (圏域で面的整備)	1回/年	1人

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

《国の指針》

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するための協議会を活用した推進

《市の目標設定の考え方》

- ・令和5年度就労系事業所より5名の一般就労への就職がありました。各事業所や就業・生活支援センター等への情報共有により、個々の能力が生かせる活躍の場への移行の増加に努めます。
- ・人口減少、担い手不足の中、今後確実に人材が不足する分野に対し、農福連携等障がいサービス事業所と連携し、社会参加のきっかけや、お互いに生かし合える機会の増加に努めます。

事業名	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型
目標数値	1	2	2

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

《国の指針》

- ・ 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・ 全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上

《市の目標設定の考え方》

- ・ 市内に児童発達支援センターが設置されておらず、圏域内にある事業所のスキルを地域として利用している状況です。また、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、対象児童の相談があった場合、既存の事業所へその都度協議し対応を依頼していく必要があります。
- ・ 保育所等訪問支援事業については、市内の事業所に対応いただいていることから、今後も必要数の確保に努めます。
- ・ 医療的ケア児等支援については、自立支援協議会やその他関係会議を協議の場とし、コーディネーター機能としては、自治体医療職等と専門機関等との連携で、その機能を補完している体制です。専門的に従事する職員の配置について、圏域での協議を継続します。

目標項目	目標内容
障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	相談窓口は市町村中心に、ニーズや課題は圏域で整理、検討
児童発達支援センター設置	圏域全市町村で利用できる体制整備
重症心身障がい児を支援する保育所等訪問支援の利用体制	既存事業所を中心に体制強化
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	既存事業所を中心に体制強化
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	既存事業所を中心に体制強化
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置等	協議体 コーディネーター機能 圏域で設置 1人（協議継続）



(6) 相談支援体制の充実・強化等

《国の指針》

- ・各市町村または各圏域に基幹相談支援センターを配置等
- ・協議会における、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

《市の目標設定の考え方》

- ・基幹相談支援センターは大北圏域障がい者総合支援センターに既に設置されており、今後さらなる機能充実に努めます。
- ・地域の心配ごとや困りごとが自立支援協議会において共有され、課題解決にむけた協議が行われていく課題解決方法を構築します。また日々、個別課題に対応している相談支援専門員やサービス事業所と密に情報交換や研修会を行います。
- ・圏域内の市町村が主体的に課題を認識し、地域と共有できるよう、定期的な会議を開催します。

事業名	基幹相談支援センター設置
目標数値	1か所 (大北圏域で設置済)

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

《国の指針》

- ・都道府県及び各市町村において、サービスの質の向上のための体制構築

《市の目標設定の考え方》

- ・県が主催する障がい支援区分認定調査員研修や権利擁護等研修に今後も参加します。
- ・相談支援専門員の新任研修等へ協力し、県から案内のある虐待等の研修について情報を共有し、人材育成を支援します。
- ・サービス事業所等関係機関と定期的な情報交換や課題抽出のための懇談の機会を検討します。
- ・県共生条例が施行し合理的配慮が全事業所に義務化されたことについて、広報周知を強化します。



2 障がい福祉サービス等の利用量（活動指標）の見込み

（1）訪問系サービス

<居宅介護・重度訪問介護>

居宅介護については、障がい者の高齢化に伴い介護保険サービスへの移行があるものの、一定の利用者数は維持され、また介護保険サービスにはない長時間滞在による支援が可能な重度訪問介護の普及による利用増加を見込みました。

<同行援護・行動援護>

支援者側の高齢化に伴い今後ますます強度行動障がいに対する支援ニーズは増加傾向になると考えられます。

種類		年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
			見込	実績			
居宅介護・重度 訪問介護	時間		462	473	500	509	513
	人数		39	27	28	29	30
同行援護・行動 援護	時間		58	30	40	70	100
	人数		6	1	2	3	4

注：数値は1か月当たりの利用時間及び人数

（2）日中活動系サービス

<生活介護・就労継続支援等>

利用者の高齢化により、生活介護は現状利用数の微増が予想されます。それに対して、就労継続支援事業については、先述の精神及び療育手帳取得者の一定数の維持と軽度成人層の増加により、配慮を得ながら就労を継続できて収入に結びついたり、また一般就労の準備をしたりという具体的なやりがいにつながり、また社会参加が継続できる通いの場ともなることから今後も増加が見込まれます。

令和7年度から開始した就労選択支援については、ニーズ把握と事業所の動向に注視していきます。

種類		年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
			見込	実績			
生活介護	日数		1,605	1,459	1,500	1,550	1,600
	人数		84	79	80	82	84
自立訓練 (機能訓練・ 生活訓練)	日数		46	5	15	25	35
	人数		3	2	2	2	4
就労移行支援	日数		70	74	80	80	80
	人数		3	5	5	5	5

種類	年度	令和 4 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
		見込	実績			
就労継続支援 (A 型)	日数	130	242	300	320	320
	人数	10	15	18	20	20
就労継続支援 (B 型)	日数	1,610	1,677	1,700	1,730	1,750
	人数	105	110	110	112	113
就労定着支援	人数	2	0	1	1	1

注：数値は1か月当たりの延べ利用日数及び人数

(3) 療養介護

現在の利用者に加え、障がいの重度化や支援者親族の高齢化等から、わずかな増加が見込まれます。

種類	年度	令和 4 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
		見込	実績			
療養介護		10	8	8	10	10

注：数値は1か月当たりの延べ利用人数

(4) 短期入所

地域のグループホームで福祉型短期入所が利用可能で、介護者の負担軽減や「親なき後」の自立に向けた訓練等につながり、今後も増加傾向が見込まれます。

医療型については、現在設置予定はないものの医療的ケア児等の地盤整備の観点から、少しでも整備につながるよう事業者等に働きかけます。

種類	年度	令和 4 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
		見込	実績			
短期入所（福 祉型・医療型）	日数	67	53	62	70	70
	人数	13	12	14	16	17



(5) 居住系サービス

<自立生活援助>

利用者宅を定期的に訪問し、掃除等の日常生活の課題、家賃などの支払い、体調管理や通院支援、地域住民や関係機関との関係構築等、居宅において自立した日常生活の助言、支援を行います。住み慣れた地域での生活を継続するため柔軟にニーズに沿って対応しており、今後も増加傾向であると見込まれます。

<共同生活援助（グループホーム）>

市内に障がい者支援施設がない中、地域移行や今後親亡き後の自立生活を目指す一環として重要な生活の場となっています。今後も希望者が見込まれることから増加が見込まれます。

<施設入所支援>

圏域調整による大北以外施設への入所も想定され、今後も微増又は横ばいと見込まれます。

種類	年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	実績			
自立生活援助	人数	9	16	17	18	20
共同生活援助	人数	95	58	60	64	64
施設入所支援	人数	33	25	24	24	23

注：数値は1か月当りの延べ利用人数

(6) 相談支援

サービス利用時に必要なサービス等利用計画作成や定期的なモニタリングにより、利用者一人ひとりに合ったサービスの提供につなげています。

現在、サービスを利用されている方の計画作成率は98%です。大北圏内における事業所も増えてきているため、すべての方に計画が作成されるよう今後も努めていきます。また、一般相談支援事業所による地域移行支援や地域定着支援の利用も継続して見込みました。

種類	年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	実績			
計画相談支援	人数	68	88	90	95	100
地域移行支援	人数	1	0	1	1	1
地域定着支援	人数	3	1	1	2	2

注：数値は1か月当りの延べ利用人数

(7) 障がい児支援サービス

<児童発達支援>

未就学の障がいのある（疑いを含む）子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能を身に付けるとともに、集団生活への適応訓練を行います。児童発達支援事業所の充実により、延べ利用日数の増加が見込まれます。

種類		年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
			見込	実績			
児童発達支援	日数		175	293	300	300	305
	児数		46	48	50	50	50

注：数値は1か月当りの延べ利用日数及び児童数

<放課後等デイサービス>

就学している障がい児に対し、生活能力の向上や社会との交流を図るため、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行います。

利用者数の増加や放課後の利用に加え、長期休暇中の利用希望が増えていることから、延べ利用日数の増加が見込まれます。

種類		年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
			見込	実績			
放課後等デイサービス	日数		760	1,127	1,130	1,130	1,135
	児数		85	99	100	100	100

注：数値は1か月当りの延べ利用日数及び児童数

<保育所等訪問支援>

集団での生活に適応するため専門的支援が必要な障がい児に対し、訪問支援員が保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

児童発達支援事業所の開所により、利用者数の増加が見込まれます。

種類		年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
			見込	実績			
保育所等訪問支援	日数		3	9	10	12	14
	児数		1	8	10	10	10

注：数値は1か月当りの延べ利用日数及び児童数

<障がい児相談支援>

サービス利用時に必要なサービス等利用計画作成や定期的なモニタリングにより、利用者一人ひとりに合ったサービス提供につなげています。

種類	年度	令和 4 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
		見込	実績			
障がい児相談支援		45	33	35	40	40

注：数値は1か月当りの件数

(8) 地域生活支援事業

<相談支援事業>

現在、大北圏域では北アルプス連携自立圏事業として、大町市社会福祉協議会内に障害者総合相談支援センター「スクラム・ネット」を設置し、障がいがある方の総合相談窓口としての役割を果たしています。

また、地域の相談支援事業が適正かつ円滑に実施できるよう基幹相談支援センターとしての機能もあり、下記の事業を展開していきます。

① 基幹相談支援センターの事業内容

- 障がいの種別及び各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援
- 相談支援事業者に対する専門的指導・助言及び人材育成の支援
- 地域の相談機関との連携強化と困難事例の対応
- 障がい者支援施設、精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート
- 成年後見制度利用支援事業の実施
- 障がい者に対する虐待を防止するための取組
- 大北障害保健福祉圏域自立支援協議会の事務局

【専門的職員の配置】

社会福祉士、保健師、精神保健福祉士、相談支援専門員等、相談支援機能を強化するために必要と認められる者

② 大北障害保健福祉圏域自立支援協議会

障がい者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として充実を図ります。

また、長野県自立支援協議会に対し、事業実施計画に係る助言や事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、適切な実施に努めます。

【構成メンバー】

相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業等の関係機関、障がい当事者及びその家族の団体の代表者、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等

【主な運営内容】

- 福祉サービス利用に係る相談支援事業の運営計画、実績等に関する協議・評価
- 困難事例への対応に関する協議、調整
- 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- 障がい者計画作成等への協力

(単位：箇所)

種類		年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		令和4年度 見込	実績			
一般相談支援事業所	地域移行	2	2	2	2	2
	地域定着	2	2	2	2	2
特定相談支援事業所		6	6	6	6	6
障がい児相談支援事業所		6	5	5	5	5
基幹相談支援センター		1	1	1	1	1
自立支援協議会		1	1	1	1	1

<成年後見制度利用支援事業>

成年後見制度を利用し権利を擁護する必要がある知的障がい者または精神障がい者が成年後見申し立てに要する経費及び成年後見人報酬に必要な費用の全部又は一部を補助する制度です。今後増加の見込みです。

(単位：件)

種類		年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		令和4年度 見込	実績			
成年後見制度利用支援		2	1	2	3	4

<意思疎通支援事業>

① 事業内容

聴覚障がい者及び音声言語機能障がい者が公的機関等へ出向く場合や余暇活動、学習会等に参加する場合に手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

② 対象者

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等

③ 見込量

聴覚等に心配のある方の社会参加のため、情報保障への配慮が必要です。会場規模やパソコン使用が必要な場合、地域の団体では対応が難しい場合があることから、県内団体へも協力を依頼していく必要があります。

(単位：回／年)

種類	年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	令和 4 年度 見込	実績			
意思疎通支援事業	3	0	2	3	4

<日常生活用具給付等事業>

日常生活上の便宜を図るための用具で厚生労働大臣が定めるものの給付、または、その他の厚生労働省令で定める便宜を供与します。

自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り社会参加や自立を促します。

① 事業内容

日常生活上の便宜を図るため、利用者が容易に利用でき、実用性のある用具を給付・貸与します。

○介護・訓練支援用具 【特殊寝台、特殊寝台付属品など】

障がい者等の身体介護を支援する用具、障がい児が訓練に用いるイスなど

○自立生活支援用具 【音声式時計など】

障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具

○在宅療養等支援用具 【ネブライザー・パルスオキシメーター等】

障がい者等の在宅療養等を支援する用具

○情報・意思疎通支援用具 【埋込型人工鼻（人口喉頭）など】

障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具

○排泄管理支援用具 【ストーマ装具（尿）（便）など】

障がい者等の排泄管理を支援する用具や衛生用品

○居宅生活動作補助用具（住宅改修費）【手すり取り付け、段差解消など】

障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

② 対象者

重度の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者であり、日常生活用具を必要とする者、難病患者等（身体障がい者手帳の有無にかかわらず、障がい支援区分認定等の手続きを経た者）

③ 見込量

日常生活用具給付等事業については、令和4年度時点で全ての実績値が見込値を下回っています。内訳ではこれまで同様に「排泄管理支援用具」のストーマ装具や紙おむつの支給が大半を占めています。

障がい者を補い自立した生活を目指す手段として、必要としている方が日常生活用具を利用できるよう、今後さらなる周知が必要です。

(単位：件／年)

種類	年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績			
介護・訓練支援用具	4	2	3	3	3
自立生活支援用具	5	1	3	3	3
在宅療養等支援用具	2	3	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	15	12	15	15	15
排泄管理支援用具	980	793	800	800	800
小規模住宅改修ほか	1	0	1	1	1

<移動支援事業>

障がい者等が円滑に外出することができるよう、屋外での移動が困難な障がい者(児)に対して、外出のための支援を行います。

① 事業内容

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な官公庁への手続き、金融機関への同行、買い物などの外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動に同行します。

個別的支援が必要な者に対しては、マンツーマンで支援を行います。

② 移動支援の範囲

- 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための移動支援は、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限り、
- 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は対象外です。

③ 対象者

身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)、難病患者等(身体障がい者手帳の有無にかかわらず、障がい程度区分認定等の手続きを経た者)。

ただし、障がい福祉サービスで同様のサービスを受給している方は含まれません。また、原則学齢児以上の利用となります(学齢未満児については、特段の支援を必要とすると市が認めた場合のみ支給します)。

④ 見込量

(単位：箇所・人・時間/年)

種類	年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	令和 4 年度 見込	令和 4 年度 実績			
移動支援事業所（箇所数）	8	4	5	5	5
移動支援利用者（延人数）	90	49	50	50	50
移動支援利用時間（年）	900	229	250	250	250

注：移動支援事業所（箇所数）は利用のあった事業所数

<地域活動支援センター>

障がい者等が、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通い、創作的活動、生産活動、社会参加の機会の提供を受けるとともに、地域との交流の促進等を行います。

① 事業内容

基礎的事業を実施したうえで、Ⅰ～Ⅲ型の類型に応じたサービスを提供します。基礎的な事業のほか、機能強化事業を実施します。

② 見込量

現在は利用のある事業所は4か所です。利用者数は増加傾向にあるため、現在の実績を勘案し、若干名の増加を見込んでいます。

(単位：箇所・人)

種類	年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	令和 4 年度 見込	令和 4 年度 実績			
事業所（箇所数）	2	4	4	4	4
利用者（延人数）	600	552	600	600	600

<日中一時支援事業>

障がい者(児)の日中における活動の場を確保し、障がい者(児)の家族の就労支援及び障がい者(児)を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

① 事業内容

日中、障がい者支援施設、短期入所事業所等において、障がい者に活動の場を提供し、見守りを実施します。

② 対象者

日中、監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がい者(児)

③ 見込量

障がい児の利用が多くなっています。並行してタイムケア事業も行っており、状況により利用しやすい事業への利用者の増加傾向があることから、利用時間の増加を見込んでいます。

(単位：箇所・人・時間／年)

種類	年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	令和 4 年度 見込	実績			
日中一時支援事業 (箇所数)	6	7	7	7	7
日中一時支援事業 (実人数)	70	54	60	60	60
日中一時支援事業 (延回数)	3,500	2,584	3,000	3,000	3,000

<タイムケア事業 (参考) >

種類	年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	令和 4 年度 見込	実績			
タイムケア事業 (実人数)	10	7	8	9	9
タイムケア事業 (延時間)	800	1,123	1,150	1,200	1,200
タイムケア事業 (8時間超回数)	10	0	5	5	5



3 見込量確保のための方策

(1) 地域移行のための受け皿の整備

<基本認識>

障害者総合支援法を踏まえ、障がい者の着実な地域移行を促すためには、在宅生活を支えるきめの細かい生活支援サービスが必要となるほか、生活の基盤となる住宅の確保、居宅系サービスの確保及び生活力を高める生活訓練等の日中の活動の場の充実が必要です。

<方策>

- グループホームなど、地域で自立した生活をおくるための共同生活援助の充実が図られるよう既存の事業所と更なる協力に対し協議します。
- 日中活動の場として、地域活動支援センターにおける事業の充実及び安定化が図られるよう事業所と情報交換を密にし、小規模な作業所等への支援、自立訓練の機会の強化等を目指します。
- 自宅において安心な生活をおくるために、ホームヘルプサービスなどの訪問系サービスの確保が図られるよう、人材確保及び人材育成について、その方策を関係機関と協議します。

(2) 居住支援の強化

<基本認識>

地域の受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者や、福祉施設に入所中の障がい者の地域生活への移行が求められています。また、高齢の家族に支えられて生活している方や一人暮らしが困難になりつつある方の住居の確保も必要となっています。

市内のグループホームの施設数は令和4年度末現在5軒と整備が進んでおり、地域生活拠点としての役割が更に期待されます。

個々の希望に沿った住居の確保や体験、緊急時の対応などの相談支援と地域生活への移行及び移行後の支援体制は十分ではありません。

<方策>

- グループホーム事業の確保を進め、サービスの質が向上するよう努めます。
- 居住環境の向上を図るため、福祉向け公営住宅への入居、単身の障がい者向け住宅、バリアフリー化された公営住宅等の活用を促進します。
- 居住継続のための相談支援及び障がい者の個別ケアに対応した地域生活支援事業を推進します。



(3) 相談支援体制の整備

<基本認識>

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい及び難病患者等の障がい特性に配慮した相談支援体制が不十分であり、特に精神障がい、発達障がいの相談支援には専門的な知識が必要です。担い手不足の中、障がい者の地域生活を支援するために、相談専門員の養成や相談支援事業者間のネットワークの構築に対し協議が必要となっています。

<方策>

- 障がい者が抱えるさまざまな生活課題に対する不安の解消を図るとともに、課題解決に向け、専門機関や当事者団体などの調整を図るため、北アルプス連携自立圏事業である大北圏域障害者総合相談支援センター基幹機能を加え、基本相談支援体制の充実と職員の確保・資質向上に努めます。
- 障がい者が地域で安心して暮らせるよう、障がいの程度や健康状態などに応じたサービスを障がい者自身が選択して利用できるよう、計画相談支援体制の整備を進めます。
- 関係機関と連携し、障がい者の権利擁護を推進するとともに、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など、障がい者の権利擁護への体制を整備します。また、市福祉課に設置した虐待防止センターの機能充実に努めます。

(4) サービス事業者と人材の確保

<基本認識>

質の高いサービスを提供するためには、人材の確保や従業者の意欲・能力を高めるための人材育成が重要です。福祉分野への就業を支援するとともに、事業者や従業者の研修に対する要望に応じて、体系的な研修機会を確保することが必要です。

特に、総合支援法の施行に伴い、身体・知的・精神・発達障がい・難病患者等の障がいに総合的に対応できる専門性の高い従業者の育成が必要です。

個別支援計画の作成に携わり、サービス提供の要であるサービス管理責任について、サービス提供量の増加に伴い人材を育成する必要があります。

また、相談支援専門員の確保と育成が継続した課題です。

<方策>

- 大北障害保健福祉圏域自立支援協議会等の関係機関の意見交換の場において、人材確保等の課題に対応するとともに、個別支援計画及び障害福祉サービスの質の向上に努めます。
- 多様なサービス技術の共有化を図るため、事業所間の交流を促進し、情報交換などによる連携体制の構築を図ります。
- 市内に不足しているサービスについて、事業者への支援・協力とともに、福祉人材の養成・確保を行います。
- 市職員や福祉機関等の職員の資質向上と障がい種別ごとの技術習得のために研修などへの受講を促進します。

用語解説

■あ行

○一般相談支援事業

障害者自立支援制度において、基本相談及び地域相談支援のいずれも行う事業。

○医療的ケア

自宅で家族などが日常的に継続して行われる医療的生活援助行為で、喀痰吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理等。医師や看護師が行う医療行為とは区別される。

○インクルージョン

インクルージョン教育。インクルージョンは包括という意味。障がいの有無、種別や能力に関わらず、すべての子どもたちは機会の平等に基づく教育を受ける権利を持っている、という理念の下、障がい者と健常者が同じ教室で学ぶこと。包括的教育。

■か行

○グループホーム（共同生活援助）

アパートやマンションなどを含む一般住宅で、障がいのある人が数人で共同生活を送る場所のこと。専属の職員が食事をはじめ日常生活に必要な相談・支援を行う。障害者総合支援法（平成 25 年 4 月施行）で平成 26 年度からケアホームを一元化し、グループホームにおいて、入浴、排せつ又は食事介護その他の日常生活上の援助を行えることとなった。

○合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思表示があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。具体的には車いす利用者のための携帯スロープの準備や、筆談、手話など。

■さ行

○サービス等利用計画

障がい者のニーズや置かれている状況を勘案して、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、障がい福祉サービスを利用して地域での自立した生活を支えるために作成するもの。障がい福祉サービスを利用するには必須。定期的に計画の見直しを行う。

○ジョブコーチ

職場適応援助者ともいう。障がい者の就労に当たり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、就業を支援する役割を果たす。

○就労移行支援事業所

一般就労の経験がない方に対し、就労に必要な知識や技能の習得を目指し、職場実習の機会を通し就職につながる支援を行う。標準利用期間は 2 年間。

○就労継続支援事業所

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、雇用契約を結び、就労の機会の提供や就労に必要な知識や能力の向上を目指す A 型事業所と、雇用契約が困難な方に就労の機会等を提供する B 型事業所がある。

○障害者優先調達推進法

国や地方公共団体が率先して障がい者就労施設等からの物品等の調達や、作業を推進するよう、必要な措置を定めたもの。

○自立支援医療

心身の障がいに対する医療費の自己負担を軽減する公的な制度。時間のかかる精神疾患の治療に必要な医療費負担を軽減し、より治療に専念しやすくなる。

■た行

○タイムケア

障がいのある人や子どもを家庭において一時的に介護できない場合等に、登録介護者が時間単位で介護サービスを提供するサービス。

○短期入所（ショートステイ）

障がいのある人を短期間、施設で支援するサービス。介護家族が、疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害などの理由や介護疲れによる休養・旅行などの理由で一時的に介護できない場合に、原則として7日間以内で利用できる。

○地域移行支援

障害者自立支援制度において、障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に1年以上入院している精神障がい者に対する住居の確保、その他、地域生活に移行するための相談等を供与することをいう。

○地域生活支援センター

基礎的事業利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行う事業。

- ・Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。また、相談支援事業を併せて実施・委託を受けていること。
- ・Ⅱ型：雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施。機能強化事業。
- ・Ⅲ型：障がい者のための援護対策として、小規模作業所の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている地域の障がい者団体等が行う事業。

○地域生活支援拠点

在宅で単身または介護者と生活している障がい者が、自宅での生活が困難になった場合に、緊急的な受入れの場としての機能を果たす機能や施設。

○地域相談支援

障害者自立支援制度において、地域移行支援及び地域定着支援をいう。

○地域定着支援

障害者自立支援制度において、居宅において単身生活をする障がい者に対する常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を供与することをいう。

○トライアル雇用

職業技能などから就職が困難な特定の求職者を一定期間（3か月）試行雇用することにより、その適正や業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進し、早期就職の実現や雇用機会の創出を図る制度のこと。求人事業者に支援金が支給される。

■な行

○ノーマライゼーション

障がいのあるなしに関わらず、すべての人が地域で普通の生活を送ることができる社会の実現を目指す考え方や方法のこと。

○難病患者等

厚生労働省の難治性疾患克服研究事業の対象に指定された疾患の患者で、身体障がい者手帳の有無にかかわらず、障がい支援区分認定等の手続きを経た者。障害者総合支援法施行（平成25年4月1日）により、障がい福祉サービスの利用が可能となった。

■は行

○バリアフリー

障がいのある人が生活していくうえでの障壁（バリア）を取り除くという意味。当初、建築用語として使われていたが、最近では社会的、制度的、心理的な障壁を取り除くという意味でも使われている。

○ピアカウンセリング

障がいのある人自身がカウンセラーとなって、障がいのある人の社会生活に必要な相談に応じるなど、様々な支援を行うもの。

○訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護といった種類がある。障がいのある人の自宅を訪問し、身体介護や家事の支援を行うほか、外出時の移動の介助などを行うサービスのこと。

■ら行

○療育

療育は、治療教育を簡略した言葉。知的・発達障がい児が医療的支援のもとで育成されること。また、発達障がい児の社会的自立生活に向けて援助すること。社会的な行動を学習し、生活上の問題点を減らす訓練が中心となる。

◇ 大町市社会福祉審議会委員名簿

大町市附属機関に関する条例 第2条別表による選出区分	氏 名	所 属
1 社会福祉事業関係者	中村 勝彦	大町市社会福祉協議会
	伊東 正明	大町市民生児童委員協議会
	丸山 美栄子	大町市身体障害者福祉協会
	飯沢 春奈	大町市保育園保護者会
	丸山 隆士	大町市シニアクラブ連合会
2 識見を有する者	小野 壽太郎	大北医師会
	細井 忠	大町市連合自治会
	下川 清志	大町市教育委員会

◇ 大町市障がい者計画、第7期大町市障がい福祉計画、
第3期大町市障がい児福祉計画 策定経過

期 日	内 容
令和6年1月18日	社会福祉審議会（第1回） ・諮問 ・素々案の提示
2月 8日から 3月 6日まで	パブリックコメントの実施
2月22日	大町市議会全員協議会
3月 7日	社会福祉審議会（第2回） ・計画（案）の承認
3月21日	答申